

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同一年度内で2回利用可(同一案件での2回利用はできません)。
	第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	17(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	15(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同一年度内で1回利用可。
人権なんでも相談	25(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線471)
女性の悩み相談	①1(火)、3/1(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②2/10(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③19(土)、午前9時30分～11時30分	市役所4階 人権・市民協働課	電話相談も可、要予約(内線472)、女性カウンセラーによる相談、定員①は各5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所2階23番窓口、金剛連絡所	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口、金剛連絡所	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	4(金)、3/4(金)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	9(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186、188)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	22(水)、午後1時30分～4時	市役所1階市民相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	月～金曜日(祝日は除く)、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17の501)【☎(26)9441】
労働相談	10(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
若者お悩み相談	祝日を除く毎日、午前9時～午後8時	トピック(きらめき創造館)	月～金曜日、午後6時～、土・日曜日の終日は、ロビースタッフによる相談
引きこもり相談	24(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
もの忘れ医療介護相談	2(水)、16(水)、3/2(水)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談

こころの電話相談 【☎(25)8264】 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分(ただし、祝日は休み)

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ



講座・催し

すばる映画祭

① 2月15日(火)、午前10時30分～、午後2時～

場すばるホール

内 人生百年時代と言われる今、定年後を明るく迎える為に人生整理に動き出す家族の騒動を描いたヒューマンコメディ映画「お終活」の上映

定 各600人

費 1000円(当日券は200円増し)
※60歳以上、高校生以下、障がい者の人およびその介護者1人は900円。

申 すばるホールチケットカウンター【☎(26)2060】へ(電話申し込み可)
※市民の希望者に、一般社団法人富田林医師会・富田林市発行のエンディングノートを配布します。

物忘れ予防教室

① 3月4日～25日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分(全4回)

場 けあばる

内 市内在住で65歳以上の人

定 20人

費 無料

申 2月22日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加する人を優先します。



募集

自衛官などの募集

●予備自衛官補<<一般・技能>>

予備自衛官補とは、必要な教育訓練を受け終了後に予備自衛官となる制度です。

応募資格 一般=日本国籍を有する18歳以上34歳未満の人、技能=日本国籍を有する18歳以上で国家免許資格などを有する人(資格により53歳未満～55歳未満の人)

受付期間 4月8日(金)まで

試験期日 4月11日(月)～17日(日)の指定する1日

●自衛官候補生

応募資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の人

受付期間 年間を通じて受け付け

※試験日など詳しくは、お問い合わせください。

問 自衛隊富田林地域事務所【☎(24)3799・FAX(24)3999】



相談

不動産に関する無料相談

住宅購入や賃貸契約など不動産を安全に取引するための事前相談を実施します。

① 3月3日(木)、午後1時～4時

場 市役所

定 6人

申 2月7日(月)～3月2日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後4時)に、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部【☎072(958)3005】へ(申し込み先着順)

行政書士無料相談

① 2月26日(土)、午後1時30分～4時30分

場 レインボーホール(市民会館)

内 相続・遺言、成年後見制度、内容証明、離婚、不動産の賃貸借・売買契約などに関する相談

申 2月7日(月)～、濱田さん(大阪府行政書士会南大阪支部)【☎(50)1110】(日曜日を除く午前10時～午後6時)へ

特設無料法律相談

① 3月5日(土)、午後1時～4時

場 市役所

内 相続、離婚、不動産問題、労働問題など法律問題のトラブル

対 市内在住で、同一年度内に2回、26ページ「今月の相談」の法律相談を受けていない人

※同一案件での2回利用はできません。

定 6人

申 2月7日(月)～、都市魅力課(内線182)へ(申し込み先着順)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

広告枠

※広告の問い合わせは、株式会社ジチタイアド【☎092(716)1401・FAX092(716)1467】へ



国民年金

確定申告には「社会保険料控除証明書」などが必要

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、1年間に納付した保険料額を証明する書類などの提出が義務付けられており、昨年1月1日～9月30日に納付した保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、日本年金機構本部より昨年11月下旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月1日～12月31日に納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。また、10月1日以降に初めて保険料を納付した人には、2月上旬に証明書が送付されます。

なお、本人の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した人の控除対象となります（合算して申告する場合、配偶者、家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。
㊦ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）【☎0570(003)004】、IP電話からは【☎03(6630)2525】（3月15日（火）までの月～金曜日（祝日を除く、午前8時30分～午後7時）、2月12日（土）、3月12日（土）、午前9時30分～午後4時）、または天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】

国民年金前納割引制度

国民年金保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替では、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や現金納付より割引額が多い「6カ月前納（4月～9月）」「1年前納（4月～翌年3月）」「2年前納（4月～翌々年3月）」があり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード払いで「6カ月前納」「1年前納」「2年前納」をご利用の場合は、令和4年2月末までに申し込みが必要です。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法が、各年に控除する方法のいずれかを選択していただけます。詳しくは、お問い合わせください。
㊦天王寺年金事務所【☎06(6772)7531】



講座・催し

夜間の中学校で勉強しませんか（生徒募集）

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人や、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の人が入学でき、授業料は要りません。外国籍の人も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

㊦教育指導室（内線363、364）

識字・日本語教室

日本語を学びませんか

いろいろな事情で小学校や中学校に行けなかった人、外国から日本へ来て日常のことばに困っている人、日本語と一緒に勉強しませんか。

㊦月曜日の部＝午後7時～8時30分、木曜日の部＝午前9時30分～11時

㊦人権文化センター

㊦市内在住・在勤・在学で日本語の文字や読み書きに不自由している人

㊦無料 ㊦人権文化センター

おれんじパートナー交流会

認知症ケアについての情報交換や認知症介護経験者の話を聞いて、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

㊦2月23日（祝）、午後1時30分～3時
㊦すばるホール3階会議室

㊦18人（当日直接会場へ）

※オンライン（ZOOM）でも参加可、定員10人（申し込み先着順）。

㊦100円

㊦井尻さん（おれんじパートナー事務局）【☎090(3996)0071】

※オンライン参加は、2月7日（月）～21日（月）に、ホームページ【https://orange-partner.jimdofree.com】の次回交流会のページから申し込みできます。



福祉

手話通訳者、要約筆記者の登録を

聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者などの福祉に理解があり、熱意のある手話通訳者、要約筆記者を募集しています。

㊦20歳以上で日常生活上の必要なことについて手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人

※手話通訳者には、2月27日（日）に登録判定試験を実施します。

㊦2月15日（火）までに、障がい福祉課（内線192）へ



上下水道

悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりでウイルスの除去を持ち掛けて水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管や下水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、宅内の水道管・下水道管の清掃などをすることはありません。必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。「だまされたかな」と思われる人は消費生活相談をご利用ください。

㊦上下水道総務課（内線254）、市消費生活センター（内線186）

※イベントなどに参加される際は、感染防止のため、マスクの着用など主催者の指示に従ってください。



税

令和3年分確定申告

自宅からスマートフォンやパソコンで「e-Tax」をご利用ください！



申告書作成会場は、毎年大変混みますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅などでの確定申告(e-Tax)にご協力をお願いします。

スマートフォンを利用したe-Taxは、令和4年1月より「スマートフォンカメラで源泉徴収票を読み取る」ことができるようになるなど一層簡単で便利になりました。

スマートフォンなどを利用した確定申告には、「マイナンバーカード」または「ID・パスワード」が必要です(スマートフォンはマイナンバーカード読取対応の機種に限ります)。

「ID・パスワード」の発行は、どこの税務署でも発行できますので、希望者は、本人確認書類(運転免許証など)を持って、最寄りの税務署にお越しください(土・日曜日、祝日は除く)。e-Tax以外の方法で申告書を提出する場合は、郵送または富田林税務署窓口へ直接お持ちください。作成済みの申告書は、2月15日(火)以前でも提出できます。

●富田林税務署の申請書作成会場は「すばるホール」です

開設期間 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後4時

※ただし、2月20日(日)、27日(日)は開設します。

場すばるホール4階銀河の間

筆記用具、計算器具、関係書類や前年分の申告書の控えなど

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※入場整理券の配付状況に応じて早めに相談受付を終了したり、長時間お待ちいただいたり、入場できない場合があります。

●令和3年分の申告期限、納付期限など

税目など	申告・納期限	口座振替日
申告所得税・復興特別所得税	3月15日(火)	確定分 4月21日(木)
		延納分 5月31日(火)
個人事業者の消費税・地方消費税	3月31日(木)	4月26日(火)
贈与税	3月15日(火)	

●医療費控除

医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付では医療費控除を受けることができません。

※明細書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

富田林税務署 ☎(24)3281



市・府民税申告書の提出は3月15日(火)まで

市・府民税は、令和4年1月1日現在、本市にお住まいの人に、前年中(令和3年1月1日～12月31日)の所得に基づき課税されます。

この申告は、市・府民税の課税、国民健康保険料・介護保険料などの算定の基礎となるほか、保育所入所や児童手当、福祉医療費などの申請、各種証明書の交付に必要な重要な手続きですので、期間内に申告してください。

●郵送による申告にご協力を

市・府民税申告書は、インターネット上で作成ができるようになりました。作成した申告書を印刷したり、手書きで作成したりした申告書の内容を確認の上、必要書類を添付して郵送で提出することができます。新

型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、郵送による提出にご協力をお願いします。

※同システムには、市ウェブサイト(課税課のページ)からアクセスできます。

※郵便の場合は、2月15日(火)以前でも申告できます。

●市・府民税申告相談を実施します
◆市役所地下902会議室

② 2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日は除く)、午前9時～午後5時30分

※ただし、2月20日(日)、27日(日)は実施します。

◆金剛連絡所2階ホール

② 2月7日(月)～14日(月)(土・日曜日、祝日は除く)、午前10時～午後4時

市・府民税申告が不要な人

- ① 所得税の確定申告をする人
- ② 給与所得のみの人(給与支払者から市へ給与支払報告書が提出されない場合は申告が必要です)
- ③ 公的年金に係る所得のみの人

※上記②③に該当する人でも、医療費控除、寄付金控除、その他源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする場合は申告が必要です。

富田課税課 (内線111、112、117)

「償却資産(固定資産税)の申告」はお済みですか

償却資産とは、会社や個人事業主が事業に用いるために所有している構築物や機械、装置、車両や運搬具、工具、器具、備品などのことです。

令和4年1月1日現在、償却資産を所有している人は、申告が必要です。また、廃業・移転などで、すべての資産が減少した人も、減少の申告をお願いします。

申告書類は令和3年12月中に郵送していますが、手元に届いていないときや、事業開始により初めて申告する人はご連絡ください。

富田課税課 (内線114、115)

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。